

**野洲市スポーツ推進計画
令和 7 年度 時点修正(案)**

(答 申)

**令和 8 年 2 月 1 8 日
野洲市スポーツ推進審議会**

目 次

序 章 野洲市スポーツ推進計画の策定方針	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定のねらい	3
3. 計画策定の基本的な考え方	3
4. 計画策定におけるスポーツの捉え方	3
5. 計画の期間	3
6. 計画の時点修正にあたっての目標とする指標の状況把握	4
第1章 基本理念と基本方針	6
第2章 野洲市のスポーツの現状と課題	7
1. 市民のスポーツの現状と課題	7
2. 競技スポーツの現状と課題	8
3. スポーツ施設の現状と課題	8
4. 学校体育・スポーツの現状と課題	9
第3章 基本的な施策	10
第4章 施策の展開	11
1. 自ら行うスポーツ活動の推進	11
2. 子どものスポーツ環境の充実	13
3. スポーツを楽しむ地域づくり	14
4. スポーツ施設の整備と充実	15
5. スポーツ交流・支えるスポーツの促進と情報の発信	16
むすび 本計画の推進のために	17

序章 野洲市スポーツ推進計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

今日、スポーツを取り巻く環境や状況が大きく変化している中、社会ではプロスポーツ界の発展、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催とわた SHIGA 輝く国スポ・障スポの開催などによりスポーツに対する関心が高まっています。

また、健康意識の向上に伴い家庭や地域でのウォーキングや健康体操などへの取り組みも広まり、スポーツの持つ価値や社会的な役割が高まっています。

一方、国では平成23年8月にそれまでの「スポーツ振興法」を改正し、新たに「スポーツ基本法」として施行され、新しい時代のスポーツの基本理念を示しました。

この「スポーツ基本法」では、前文で「スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することができる機会が確保されなければならない。」と謳っています。

また、第4条では、地方公共団体の責務として、「その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定め、第10条では「その地方の実情に即したスポーツ推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」と明記されました。

国では、上記の「スポーツ基本法」に基づき、令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。また、滋賀県でも令和5年3月に「第3期滋賀県スポーツ推進計画」が策定されました。

本市では、平成19年4月に「野洲市スポーツ振興計画」を策定し、スポーツ活動の振興を図っておりますが、上記のとおり「スポーツ基本法」の施行により、新たに本市の実情に即したスポーツの推進と発展に向け、これからの生涯スポーツ社会を見据えた基本的な施策の方向を明確にすることと、その実現のために、どのようなスポーツ施策を、どのように推進していくかを明らかにしていく必要があります。

スポーツ基本法第10条では、市が定めるスポーツ推進計画は「国が定めるスポーツ基本計画を参酌して定めるよう努める」ことと定めています。

このことから、本市の次期計画が国の次期計画及び滋賀県の次期計画を参酌して策定できるよう、現計画の目標年度を令和10年度まで延長することとしました。そのために、令和7年度時点で必要な時点修正を行うこととしました。

時点修正にあたって

令和2年の中間見直し以降、国では、「つくる/はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」の新たな3つの視点に基づく施策やオリンピック・パラリンピック東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて取り組むべき施策等をまとめた第3期スポーツ基本計画が令和4年3月に策定されました。

滋賀県では、令和7年にわた SHIGA 輝く国スポ・障スポが、令和8年に全国高等学校総合体育大会が、さらには令和9年にワールドマスタースゲームズ 2027 関西が開催される「ゴールデンスポーツイヤー」を迎えるチャンスや滋賀県の持つ豊かな自然、歴史、文化などの強みを生かした施策展開を行うことを主眼に、令和5年3月に「第3期滋賀県スポーツ推進計画」が策定されました。

これらの計画を踏まえながら、本市の実情に応じた取り組むべき事項について、令和10年度まで計画期間を延長するにあたり、必要な時点修正を行ったものです。

スポーツ基本法の理念

- ① 自主・自律的なスポーツ活動
- ② 学校・スポーツ団体・家庭・地域の相互連携
- ③ 人々の交流促進と地域間の交流の基盤整備
- ④ スポーツを行う者の心身の健康の保持増進と安全の確保
- ⑤ 障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようにするための配慮
- ⑥ 競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携と効果的な実施
- ⑦ 国際相互理解の増進と国際平和への寄与
- ⑧ スポーツに対する国民の幅広い理解と支援

第3期滋賀県スポーツ推進計画の基本方針・政策

I. 「健やかで豊かな生活」をつくる

- ① 生涯にわたるスポーツ活動の充実
- ② 子どもの運動・スポーツ活動の充実
- ③ 障害のある人のスポーツ活動の充実

II. 「活力のある地域」をつくる

- ④ スポーツを通じた連携・協働の推進
- ⑤ スポーツを生かした地域の活性化

III. 感動を未来へつなぐ

- ⑥ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ等に向けた競技力向上と競技水準の定着
- ⑦ 地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承

令和5年3月策定（計画期間：令和5年度から令和9年度）

2. 計画策定のねらい

本市のスポーツの推進を図るためには、家庭や学校・園をはじめスポーツ推進委員協議会、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、各学区体育振興会等と市がそれぞれの役割を担いながら、お互いに連携・協働することが重要です。

そこで、この計画において本市のスポーツ行政の目指す基本的な方向や目標を明確にし、教育関係者やスポーツ関係者はもとより、広く市民との共通理解を図ることが必要となります。そして、その実現に必要な施策を明らかにすることで、市民の理解と実践を支援することをねらいとしています。

3. 計画策定の基本的な考え方

- 一人ひとりの個性を活かし、ライフステージに合わせた活力ある施策の推進
- 少子高齢化時代に対応するきめ細かな生涯スポーツ社会の実現
- 家庭、学校・園、スポーツ推進委員協議会、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、各学区体育振興会等と市との連携・協働の推進

4. 計画策定におけるスポーツの捉え方

この計画でいう「スポーツ」とは、体育館やグラウンドなどでの野球やサッカー、卓球などの競技種目だけでなく、日常見られるウォーキングやジョギング、体操等の健康の保持増進を図るものから、公園やコミセンなどでの子どもたちが行う遊び要素のある体を動かす活動なども含まれます。

また、野球やサッカー、バスケットボールなどアスリートの観戦も「見るスポーツ」と位置付け、地域の運動会をはじめ各種大会の運営に参画することやボランティアとして運営に携わることなど様々な形でスポーツに関わることも「支えるスポーツ」とします。

5. 計画の期間

本計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間としていましたが、次期計画の策定期間を調整するため、3年間延長し、令和10年度までの計画期間とします。

6. 計画の時点修正にあたっての目標とする指標の状況把握

この計画を効果的に推進していくため、5つの基本方針に基づいて目標とする指標を設定して取り組みを進めてきました。

今回の時点修正にあたり、滋賀県や本市の調査等の結果から、目標とする指標の状況把握を行い、本計画の目標とする指標の設定や取り組みにつなげます。

(1) 自ら行うスポーツ活動の推進

(目標とする指標)

指 標 項 目	策定時	中間(H30)	R7 目標	現時点(R6)
成人の週1回以上の スポーツ実施率 (国・県の目標 週1回以上 65%)	36.0%	39.9%	65.0%以上	50.4%

※令和6年度滋賀県スポーツ実施状況調査(問6)より

滋賀県が、令和6年度に実施したスポーツ実施状況調査では、週3日以上23.6%、週2日13.6%、週1日13.2%で、合わせると50.4%となり中間時点(H30)を上回り着実に増えていますが、令和7年度の目標には届いていません。

(2) 子どものスポーツ環境の充実

(目標とする指標)

指 標 項 目	策定時	中間(R1)	R7 目標	現時点(R6)
子どもの体力、 運動能力テストの 体力合計点 (小学5年生対象)	男子51.23点	男子51.93点	男子 54点以上	男子50.28点
	県53.45点	県52.85点		県51.86点
	国53.91点	国53.61点	女子 55点以上	国52.53点
	女子52.95点	女子53.13点		女子50.14点
	県53.82点	県54.05点		県52.23点
	国55.01点	国55.59点		国53.92点

※令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査より

令和6年度に実施された「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、本市の小学校5年生の点数は男女ともに中間時点(R1)より低下しています。この傾向は国や県においても同様であり、県の女子の点数は全国最下位でした。運動の好き嫌いにより元々運動量に個人差があり、休み時間を校舎内で過ごすことや、猛暑により外での運動が制限されるなど季節によって外で遊ぶ機会が減少することで運動時間が少なくなったことが運動不足の要因となり体力の低下を招いていると考えられます。

(3) スポーツを楽しむ地域づくり

(目標とする指標)

指 標 項 目	策定時	中間(R1)	R7 目標	現時点(R6)
総合型地域スポーツクラブの加入者数	1,300人	1,552人	1,800人	1,292人

※令和6年度 YASU ほほえみクラブ、さざなみスポーツクラブ実績報告書より
中間時点(R1)より会員数が減少しています。要因としては、コロナ禍により減少したスポーツ活動が完全に回復していないことなどが考えられます。

(4) スポーツ施設の整備と充実

(目標とする指標)

指 標 項 目	策定時(H26)	中間(H30)	R7 目標	現時点(R6)
スポーツ施設利用者数 (総合体育館、健康スポーツセンター、中主B&G海洋センター(体育館、艇庫)、野洲川河川公園、なかよし交流館)	273,899人	282,521人	291,000人	276,358人

※令和6年度各施設利用実績より
平成30年度の中間時点より減少しています。要因としては、令和5年度末で中主B&G海洋センターのプールが休止となったこと、またコロナ禍により減少したスポーツ活動が完全に回復していないことなどが考えられます。

(5) スポーツ交流・支えるスポーツの促進と情報の発信

(目標とする指標)

指 標 項 目	策定時(H26)	中間(R1)	R7 目標	現時点(R7年9月)
スポーツボランティア (ゲームコンダクター SHIGA)の登録者数	新規	126人	200人以上	5,861人

※滋賀県スポーツボランティアコミュニティサイトより
びわ湖マラソン等の継続した大会に加え「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」の開催により、登録者数が大幅に増加しています。ボランティアスタッフとして大会に参加したいと考える方が大変多くおられることが伺えます。

第1章 基本理念と基本方針

本市の今後のスポーツの推進と振興を図るにあたり、スポーツ基本法の理念と滋賀県スポーツ推進計画を尊重しながら、本市独自のスポーツとともに生きるまちをめざして、基本理念と基本方針を示します。

1. 基本理念

【躍動、感動、夢があふれるスポーツのまち 野洲】

2. 基本方針

(1) 自ら行うスポーツ活動の推進

市民それぞれの年齢や体力、目的に応じて気軽にスポーツに取り組める活動を推進します。

(2) 子どものスポーツ環境の充実

いろいろな種目や世代交流のできるスポーツ活動を支援し、身近にスポーツができる環境づくりをめざします。

(3) スポーツを楽しむ地域づくり

各種スポーツ団体と地域が一緒に楽しめる生涯スポーツ社会をめざします。

(4) スポーツ施設の整備と充実

既存のスポーツ施設の適切な維持・管理と市民ニーズに応じたスポーツ施設の整備を行い、スポーツに親しめる施設の充実を図ります。

(5) スポーツ交流・支えるスポーツの促進と情報の発信

湖南ブロックや広域でのスポーツ交流事業を促進し、様々な形でスポーツに関わる人を増やします。市主催事業や各種スポーツ団体の大会や総合型地域スポーツクラブ等の事業やスポーツボランティアに関する情報を発信します。

第2章 野洲市のスポーツの現状と課題

1. 市民のスポーツの現状と課題

（現 状）

野洲市では、総合体育館をはじめ野洲川河川公園、中主B&G海洋センター、市民グラウンドなどのスポーツ施設において、多くの市民が参加して春・秋季スポーツ大会、各種大会、学区別大会などを開催し、競技力の向上や健康づくりに取り組んでいます。

スポーツ推進委員協議会では、市民へのスポーツの普及・啓発のため「ストックウォーキング大会」や「ニュースポーツバイキング」等の企画・運営をはじめ学校や各種団体へのスポーツ指導、総合型地域スポーツクラブやなかよし交流館事業への支援等、幅広い活動に取り組んでいます。

スポーツ協会では、23の競技団体が加盟し、令和6年度の春季体育大会では2,373名、秋季体育大会では3,994名の参加を得て、熱戦が繰り広げられました。

また、夏季にはあやめ浜、マイアミ浜で「マリンスポーツフェスティバル」や「ドラゴンカヌー大会」を開催し、琵琶湖を活用した事業を実施し、市民の体力向上や地域振興に寄与しています。

市内の6学区体育振興会では、学区運動会をはじめ各種球技大会等を開催し、それぞれの地域の特色を活かしながら、地域でのスポーツの振興に取り組み、また秋季に6学区対抗ニュースポーツ大会を開催し、ニュースポーツの普及と市民の交流を図っています。

スポーツ少年団では、野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、剣道、柔道など12の単位団が、市内各施設でルールや規律を身につけながら、競技力の向上に努め、あわせて子どもたちの健全育成のために活動を展開しています。市内に2つある総合型地域スポーツクラブでは、各種スポーツ教室やサークル活動、子ども事業、イベントなどを積極的に開催し、生涯スポーツの推進に取り組んでいます。また、主に知的障がい者を対象としたびわ湖若鮎駅伝大会を開催し、令和6年度においては19チームが参加されています。

また、多くの市民が街角でウォーキングやジョギングをされ、総合体育館ではエアロビクスやフリースポーツタイム等を楽しむ方も多く、健康づくりなどにトレーニング室や健康スポーツセンターを利用される方も増えています。

（課 題）

- 少子高齢化の影響から、スポーツ協会やスポーツ少年団、学区体育振興会で参加者や入団者が減少傾向となっており、魅力ある活動や気軽に参加できるメニューづくりが求められています。
- 老若男女が参加できる総合型地域スポーツクラブの果たす役割は大きく、今後活動への支援と充実が求められています。
- スポーツ協会をはじめ各種スポーツ団体が連携して「健康マラソン大会」や「市民スポーツ大会」等を開催し、スポーツへの関心を高めることが必要となって

います。

- スポーツ少年団や学区体育振興会などでは、スポーツ指導者が不足しており、人材育成や指導者の確保が課題となっています。
- 障がい者のスポーツ活動の支援や連携を充実するためのネットワークづくりが求められています。

2. 競技スポーツの現状と課題

（現 状）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ大会では、本市ゆかりの選手も多数出場され、その活躍は、市民に感動と興奮そして元気を与えてくれました。また、各競技種目が開催する全国大会にも、毎年、野洲市にゆかりのある選手が多数出場されています。

こうしたスポーツ選手の活躍は、市民の誇りや連帯感を醸し出すもので、活力ある地域づくりへも繋がるものです。

スポーツ協会では、県民スポーツ大会での活躍を願い、出場される選手の壮行会を開催していますが、総合順位が 10 位を下回る状況が続いており、各加盟競技団体では総合成績での入賞を目標に競技力向上に取り組んでいます。

（課 題）

- 少子高齢化の影響により、競技人口が徐々に減少しており、競技レベルを維持向上する施策が必要となっています。
- 子どもから大人にいたるまで、年代やレベルに応じた指導者の育成と確保を図る必要があります。
- トップアスリートによる各種教室や体験イベントを開催することが重要となっています。

3. スポーツ施設の現状と課題

（現 状）

本市では、総合体育館、中主 B & G 海洋センター、市民グラウンド、野洲川河川公園、なかよし交流館、健康スポーツセンターなどを整備し、多くの市民が利用しています。

令和 6 年度より休止している中主 B & G 海洋センターのプールは、今後施設を廃止し、解体除去した上で多目的グラウンドとして整備することを計画しています。

また、小・中学校の体育施設（体育館やグラウンド等）は、学校教育に支障のない範囲で開放することにより、市民や団体の貴重なスポーツ活動の場となっています。

（課 題）

- 市内の各スポーツ施設については、適正な維持管理に努めていますが、竣工後 30 年を超える施設もあり、一部改修を行いました。未改修の施設や設備についても計画的な改修を講じていく必要があります。

○春・秋季スポーツ大会や各種記念大会等の開催により、市民が利用しやすい日程が取れない場合があり、多目的グラウンド等のスポーツ施設の整備が求められています。

4. 学校体育・スポーツの現状と課題

（現 状）

こども園・保育所（園）・幼稚園では、身体を動かすことを主眼として、遊びやリズム運動などにより豊かな心と丈夫な体づくりを行っています。

小学校では、様々な運動を経験することで、身体的基础を形成しながら、運動することの気持ちよさを感じることを大切にしています。

中学校では、スポーツに取り組み、体力や持久力の向上を図り、ルール遵守や規範意識を醸成しています。また、運動部に所属する生徒は、スポーツを通じて相手への思いやりや心地よい汗をかくことのうれしさ、チームメイトとの繋がりへの尊さ、他校との交流など、多くのことを学んでいます。

（課 題）

- スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブに入って、スポーツや運動に取り組んでいる子どもと運動習慣の少ない子どもとに2極化が進んでいます。これを解消する方策が必要です。
- 不審者問題やスマートフォン等の普及などにより、幼児期から屋外での遊びや運動が減少し、体力の低下が指摘されています。このため、安心して屋外遊びができるような地域ぐるみの体制づくりが必要です。
- 中学校の運動部の部活動は、生徒の多様な活動の場として教育的意義を有しています。今後、国の方針にも示されている部活動地域展開について、市としての取り組みや活動環境の整備を進めていく必要があります。

第3章 基本的な施策

1. 自ら行うスポーツ活動の推進

- (1) 市民総スポーツの推進
- (2) 市民の健康づくりの支援とスポーツ活動の推進
- (3) 中高年者向けのスポーツの普及と推進
- (4) 障がい者のスポーツ活動の支援

2. 子どものスポーツ環境の充実

- (1) 幼児期からの遊びや運動の充実
- (2) 学校体育や部活動の充実と運動能力の向上
- (3) スポーツ少年団等の活動支援
- (4) スポーツ指導者の確保と育成

3. スポーツを楽しむ地域づくり

- (1) 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- (2) 全国レベルの大会等の誘致と観戦機会の充実
- (3) 地域と連携したスポーツツーリズムの推進

4. スポーツ施設の整備と充実

- (1) 既存のスポーツ施設の適切な維持・管理と計画的な改修
- (2) 学校体育施設の整備と充実
- (3) スポーツ施設の整備と充実

5. スポーツ交流・支えるスポーツの促進と情報の発信

- (1) 湖南4市交流をはじめ、広域でのスポーツ交流の促進
- (2) 自然や歴史を活かしたスポーツイベントの開催
- (3) ボランティアの育成・支援を通じた支えるスポーツの推進
- (4) 市のホームページや広報紙を活用した情報の発信

第4章 施策の展開

1. 自ら行うスポーツ活動の推進

市民それぞれの年齢や体力、目的に応じて気軽にスポーツに取り組める活動を推進します。

(目標とする指標)

指標項目	策定時	中間(H30)	現時点(R6)	R10目標
成人の週1回以上のスポーツ実施率 (国・県の目標 週1回以上70%以上)	36.0%	39.9%	50.4%	65.0%

※令和6年度滋賀県スポーツ実施状況調査(問6)より

(1) 市民総スポーツの推進

運動やスポーツは、生涯にわたって健康で心豊かに暮らしていくうえで大変重要であり、また、スポーツを通じた交流は人と人を結びつける力があります。

市民一人ひとりが自発的にスポーツ活動ができるように、スポーツ協会をはじめ学区体育振興会、総合型地域スポーツクラブ等各スポーツ関係団体と連携して各種のスポーツ活動に気軽に参加し、楽しめる大会や交流会などを開催します。

【施策の内容】

- ① スポーツ協会、スポーツ推進委員協議会、学区体育振興会、総合型地域スポーツクラブ等各種スポーツ団体の連携と協働を推進します。
- ② 野洲市スポーツ大会(春季・秋季)、健康マラソン大会、ニュースポーツバイキング、ストックウォーキング、学区対抗スポーツ大会、スポーツ少年団交流会、各種スポーツ教室等を開催します。
- ③ 今後の本市のスポーツ振興のあり方について、スポーツ関係団体等による意見交換等ができる機会づくりを検討します。

(2) 市民の健康づくりの支援とスポーツ活動の推進

競技種目や結果を争うスポーツではなく、健康体操やウォーキング教室など継続的に取り組むことができる、市民の基礎的な健康づくりや生きがいづくりを支援します。

【施策の内容】

- ① 健康の保持増進のための健康体操教室の開催やウォーキング教室等を開催します。また、健康づくりの指針となるよう体力テストやメディカルチェックを実施します。
- ② 市の健康づくりの計画である「野洲市ほほえみやす21健康プラン(第2次)」の運動についての取り組みを、個人、家庭、地域、行政のそれぞれの立場で推進していきます。
- ③ 厚生労働省が提唱している健康づくりのための身体活動指針2023「アクティブ

ガイド」の「プラス・テン」（運動時間を１０分増やそう（こども版、成人版、高齢者版））の普及と啓発に努めます。

（３）中高年者向けのスポーツの普及と推進

元気で生き生きとした人生が送れるよう、運動量が多すぎない中高年者向けの運動を普及し、身近なコミセンや自治会館を活用した自主的なグループの育成や活動を支援します。

また、大学と連携して高齢者体力測定会を実施し、結果に基づく出前講座を開催します。

〔施策の内容〕

- ① 高齢者も楽しめるゲートボール、グラウンドゴルフ等のスポーツについて、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブが実施される事業を支援します。
- ② 健康推進課などでは、メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした「生活習慣病予防セミナー」等を開催します。
また、地域包括支援センターでは、高齢者の身体機能の維持、向上のための「いきいき百歳体操」を広く普及し、活動に取り組むグループの育成支援を行います。
- ③ 大学と連携して高齢者体力測定会を実施し、大学で分析された結果に基づき転倒予防等の教室を開催し、高齢者の運動の習慣づけを促します。

（４）障がい者のスポーツ活動の支援

障がい者が、いつでも運動やスポーツに親しめるよう、なかよし交流館をはじめ、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、障がいの種類や程度に応じて、いろいろなスポーツを楽しむことができる事業を開催します。

また、障がい者の団体間の連携を深めて、各種スポーツ活動に参加できるようスポーツ団体等の協力を得ながら取り組みます。

〔施策の内容〕

- ① 障がい者に適したスポーツ大会やスポーツ教室を開催します。
- ② スポーツ団体等と連携しスポーツを楽しむ場づくりを進めます。
- ③ 障がい者スポーツ団体のネットワークづくりを支援します。

2. 子どものスポーツ環境の充実

いろいろな種目や世代交流のできるスポーツ活動を支援し、身近にスポーツができる環境づくりをめざします。

(目標とする指標)

指標項目	策定時	中間(R1)	現時点(R6)	R10目標
子どもの体力、 運動能力テストの 体力合計点 (小学5年生対象)	男子 51.23 点	男子 51.93 点	男子 50.28 点	男子、女子とも 全国平均点+1点
	県 53.45 点	県 52.85 点	県 51.86 点	
	国 53.91 点	国 53.61 点	国 52.53 点	
	女子 52.95 点	女子 53.13 点	女子 50.14 点	
	県 53.82 点	県 54.05 点	県 52.23 点	
	国 55.01 点	国 55.59 点	国 53.92 点	

※令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査より

(1) 幼児期からの遊びや運動の充実

幼年期からの遊びや運動体験は、健全な身体の発育を促し、ルールを守ることや協調性を育むなど、人格形成の基礎となります。こども園・保育所(園)・幼稚園だけでなく、家庭や地域における遊びを含めた運動遊びなどの事業に取り組みます。

[施策の内容]

- ① 幼児を対象とした運動遊びを通じて多様な動きを十分経験する中で、自らが進んで何度も繰り返し楽しさを感じられるよう発達の特性に応じた遊びを提供し、体力の向上に努めます。
- ② 市内のこども園・保育所(園)・幼稚園、子育て支援センターでは、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ団体の支援も受けながら、運動遊びや散歩、リズム体操などを日々の生活に取り入れて体を動かす楽しさを伝え、基礎体力の向上をめざします。

(2) 学校体育や部活動の充実と運動能力の向上

学校体育では、子どもたちが運動の大切さを学び、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する力を身に着けることを目指しています。

また、部活動においては、部活動地域展開の方針に対応できるよう各スポーツ関係団体と連携し、今後の活動環境の整備を進めます。

[施策の内容]

- ① 中学校部活動の地域展開に向けて「部活動地域展開コーディネーター」を配置し、生徒の二一ス・教職員・地域の活動団体の実態調査を実施し、今後の活動環境の整備に努めます。
- ② 各校に適した部活動の実施に向け、生徒に寄り添った指導ができる学校部活動指導員の確保に努めます。
- ③ 学校部活動の意義を継承し、発展させつつ、スポーツ協会をはじめ関係団体と連携して子どもたちの豊かで幅広い活動の機会を支援します。

（３）スポーツ少年団等への活動支援

スポーツ少年団で活動する子どもたちは、競技力や体力面で他の児童・生徒の模範となります。今後もスポーツ少年団活動を、市やスポーツ協会、スポーツ関係団体が支援をすることが重要となっています。

また、部活動などで活躍している子どもたちへの支援をスポーツ関係者が連携して取り組みます。

[施策の内容]

- ① スポーツ少年団への活動支援をはじめ、指導者やリーダーの育成やスポーツ協会、スポーツ関係団体等の支援体制づくりに取り組みます。
- ② スポーツ協会加盟団体主催によるジュニア教室の開催や県内の大学等の協力を得て、多くの子どもたちがスポーツに親しむことができる場づくりを進めます。
- ③ プロスポーツ選手によるスポーツ教室等を開催し、子どもたちのスキルアップを図るとともに、高度なレベルのプレーを間近で観られる機会をつくります。

（４）スポーツ指導者の確保と育成

スポーツ少年団をはじめ、スポーツ推進委員協議会やスポーツ協会加盟団体等において、多くの指導者が活躍されています。スポーツの楽しさや爽快感を教えてくれる指導者を増やすために、県スポーツ協会主催の指導者講習会や各競技団体の講習会、研修会等へ参加できるよう支援します。

[施策の内容]

- ① 県スポーツ協会や県内の大学等と連携し、競技種目や年代、レベルに応じた指導者研修会や実技講習会の情報を提供し、参加への働きかけを行います。
- ② スポーツ少年団では、卒団後にリーダーとして活躍する人材が育っています。更なる活動の場づくりや指導者として育って行けるよう支援を行います。

3. スポーツを楽しむ地域づくり

各種スポーツ団体と地域が一緒に楽しめる生涯スポーツ社会をめざします。

（目標とする指標）

指 標 項 目	策定時	中間（R1）	現時点(R6)	R10 目標
総合型地域スポーツクラブの加入者数	1, 300人	1, 552人	1, 292人	1, 800人

※令和6年度 YASU ほほえみクラブ、さざなみスポーツクラブ実績報告書より

（１）総合型地域スポーツクラブの活動支援

現在、市内には総合型地域スポーツクラブが2クラブあり、それぞれ特色のある活動を展開されています。住民同士が気軽に交流でき、スポーツの楽しさが実感できるようクラブの活動支援や地域スポーツ振興のための様々な支援に努めます。

[施策の内容]

- ① 住民同士が気軽に交流でき、スポーツの楽しさが実感できるスポーツクラブの活動支援に努めます。
- ② 各種スポーツ団体と連携し、定期的なスポーツ教室や交流会の開催を支援します。

(2) 全国レベルの大会等の誘致と観戦機会の充実

レベルの高いスポーツを市民が観戦したり、ボランティアとして支えたりすることは、スポーツへの関心を大いに高め、子どもたちに夢や希望を与えてくれます。

市内にあるスポーツ施設での全国大会の誘致や運営等の支援に努めるとともに、プロスポーツを含めた市民の観戦機会を増やします。

[施策の内容]

- ① 全国中学校駅伝大会をはじめ、各競技種目のレベルの高い大会を積極的に誘致します。
- ② 県内プロスポーツチームと連携し、公式戦の開催情報や観戦案内等を発信し、市民のプロスポーツの観戦機会の充実を図ります。

(3) 地域と連携したスポーツツーリズムの推進

各学区体育振興会や総合型地域スポーツクラブと連携し、スポーツイベントと市内の歴史や文化財めぐりを結びつけたスポーツツーリズム事業等を開催し、交流と地域づくりを推進します。

[施策の内容]

- ① 野洲の自然、歴史や文化財を活かし、野洲らしいスポーツツーリズム事業を展開します。
- ② 市内の歴史や文化財をめぐるハイキングやまちなかウォーキング等を開催します。

4. スポーツ施設の整備と充実

既存のスポーツ施設の適切な維持・管理と市民ニーズに応じたスポーツ施設の整備を行い、スポーツに親しめる施設の充実を図ります。

(目標とする指標)

指 標 項 目	策定時(H26)	中間(H30)	現時点(R6)	R10 目標
スポーツ施設利用者数 (総合体育館、健康スポーツセンター、中主B&G海洋センター(体育館、艇庫)、野洲川河川公園、なかよし交流館)	273,899 人	282,521 人	276,358 人	281,000 人

※令和6年度各施設利用実績より

（１）既存のスポーツ施設の適切な維持・管理と計画的な改修

市内のスポーツ施設については、利用率も高く多くの市民に活用されていますが、経年劣化による施設の老朽化に対して、適切な維持管理に努め、また、設備の更新や改修等を進めます。

[施策の内容]

- ① 各施設の状況を把握しながら、適切で良好な維持・管理に努めます。
- ② 利用者の安全面に十分留意しながら、多様なスポーツで利用できるよう、施設の状態に応じ引き続き計画的な改修に努めます。

（２）学校体育施設の整備と充実

市民が、身近にスポーツ活動を行える学校の体育施設については、現在、多くの登録団体があり、制限回数等を設けながら公平に利用されています。今後、必要に応じて年次的に修繕等を行い、効率的な利用促進を図ります。

[施策の内容]

- ① 利用者からの意見や要望を把握しながら、使いやすい施設整備を進めます。
- ② 学校施設保全計画等により、年次的に修繕を行います。
- ③ 学校と連絡を密にし、学校が使用しない時は、教育に支障のない範囲で出来る限り開放するよう、使いやすい仕組みづくりに努めます。

（３）スポーツ施設の整備と充実

市内には、総合体育館をはじめ野洲川河川公園、中主B & G海洋センター等のスポーツ施設が整備されていますが、今後も市民のスポーツ施設に対するニーズに応じて施設の整備と充実に努めます。

[施策の内容]

- ① スポーツ施設の整備と充実に向けて取り組みを進めます。

５．スポーツ交流・支えるスポーツの促進と情報の発信

湖南ブロックや広域でのスポーツ交流事業を促進し、様々な形でスポーツに関わる人を増やします。市主催事業や各種スポーツ団体の大会や総合型地域スポーツクラブ等の事業やスポーツボランティアに関する情報を発信します。

（目標とする指標）

指 標 項 目	策定時(H26)	中間(R1)	現時点(R7年9月)	R10 目標
スポーツボランティア (ゲームコンダクター SHIGA) の登録者数	新 規	1 2 6 人	5,861 人	6,000 人

※滋賀県スポーツボランティアコミュニティサイトより

(１) 湖南４市交流をはじめ、広域でのスポーツ交流の促進

スポーツを通じて、湖南４市（草津市・守山市・栗東市・野洲市）だけでなく県内外の広域交流ができる事業を開催し、スポーツに携わる人たちの連携を深め、地域の活性化へ繋がります。

[施策の内容]

- ① 市内のスポーツ施設等において、種目別交流大会やスポーツイベント等県内外からも参加でき交流が図れる事業を開催します。

(２) 自然や歴史を活かしたスポーツイベントの開催

大岩山古墳群や銅鐸博物館をはじめ希望が丘文化公園、野洲川河川公園、琵琶湖マймаミ浜等を活用したハイキングや体験教室、スポーツイベント等を開催します。

[施策の内容]

- ① 各種スポーツ団体等と連携して、観光地を巡るスタンプラリーやハイキング、自然を満喫するウォーキング、様々なスポーツの体験教室やマリンスポーツイベント等を開催します。

(３) ボランティアの育成・支援を通じた支えるスポーツの推進

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポでは、様々な形で多くのボランティアが大会に関わりました。この大会を更なる契機とし、滋賀県の登録制スポーツボランティア制度を活用してスポーツボランティアの拡充を図ります。

[施策の内容]

- ① 滋賀県スポーツボランティア支援事業のゲームコンダクターSHIGAへの登録を促進します。
- ② 各種スポーツイベントで活躍いただけるように、その機会づくり取り組みます。
- ③ 地域の方々や社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の支援を行います。

(４) 市のホームページや広報紙を活用した情報の発信

市主催の事業や教室・講座をはじめ、各種スポーツ団体の事業や活動内容に関する情報、施設利用情報、県内プロスポーツチームの公式戦情報等を発信します。また、スポーツボランティアに関する情報も発信します。

[施策の内容]

- ① ホームページの内容を充実し、市民にわかりやすく情報提供できるよう努めます。
- ② 市の広報紙やLINE等でスポーツに関する情報を提供します。

むすび 本計画の推進のために

本計画の効果的な推進のために、家庭、学校・園、スポーツ推進委員協議会、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、体育振興会等の方々の理解と協力が必要です。

そして、各施策の進捗状況を点検・評価し、その結果を市民のみなさんに公表しな

がら、情報を共有し、より良い施策に活かしていく必要があります。

野洲市の大人も子どもも、生き生きと輝いて素晴らしい生きがいのある日々が送れるよう、多くの課題に対して、市とスポーツ関係団体等が連携し協力しながら各施策を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。